

事件番号 令和6年度（審）第1号

諮問番号 諮問第1号

答申番号 答申第1号

答申日 令和7年10月27日

答 申 書

(審査庁)

羽咋市長 岸 博一 殿

羽咋市行政不服審査会

会 長 足 立 英 彦

審査請求人〇〇〇〇が令和6年5月27日付けで提起した審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、処分庁（羽咋市長）が審査請求人に対して令和〇年〇月〇日付けで行った国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び羽咋市国民健康保険税条例（昭和41年羽咋市条例第22号）の規定に基づく令和〇年度国民健康保険税変更決定（更正）処分（以下「本件処分」という。）に対し、

審査請求人が、その算定について、賦課月数に審査請求人が刑事施設に収容されていた期間が含まれていること及び所得割額の基礎額に算定の誤りがあることを主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

ア 法第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と被保険者の資格の取得について規定し、法第8条は、「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有しなくなった日の翌日」からその資格を喪失する等と被保険者の資格の喪失について規定している。

イ 法第9条は、世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならないと規定している。

ウ 法第59条は、被保険者等が少年院、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に収容ないし拘禁されたときは、その期間に係る療養の給付等を行わないと規定している。

(2) 羽咋市国民健康保険税条例（昭和41年羽咋市条例第22号。以下「市条例」という。）

ア 市条例第3条、第6条及び第10条は、国民健康保険税の所得割額の算定方法について、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に一定の割合（基礎課税額の所得割額について

は100分の〇. 〇, 後期高齢者支援金等課税額の所得割額については100分の〇. 〇, 介護納付金課税額の所得割額については100分の〇. 〇) を乗じて算定すると規定している。

イ 市条例第25条第1項は, 市長は, 災害等により生活が著しく困難となった者等のうち, 必要があると認められる者に対し, 国民健康保険税を減免することができる旨規定し, 同条第2項は, 「国民健康保険税の減免を受けようとする者は, 納期限前7日までに一定の事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して, 市長に提出しなければならない。」と規定している。

(3) 羽咋市国民健康保険税減免取扱要綱(平成22年羽咋市告示第42号。以下「市要綱」という。)

ア 市要綱第2条は, 国民健康保険法第59条の規定による保険給付の制限を受け, 生活が著しく困難となり保険税の支払能力に欠けると認められる者から市条例第25条第2項の規定による申請があった場合には, 保険税を減免できると規定している。

イ 市要綱第4条は, 市条例第25条第2項に規定する申請は, 所定の国民健康保険税減免申請書により行うものとし, 同申請書を受理したときは, 申請の事由が事実と相違ないことを審査するものと規定している。

(4) 地方税法(昭和25年法律第226号)

地方税法第314条の2第2項は, 納税義務者の前年の合計所得金額が2400万円以下である場合の所得控除額を43万円と規定している(同項第1号)。

(5) 所得税法(昭和40年法律第33号)

所得税法第28条は, 給与所得の金額は, その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とし(同条第2項), 給与所得控除額は, 収入金額が180万円以下である場合, 当該収入金額の100分の4

0に相当する金額から10万円を控除した残額（当該残額が55万円に満たない場合には、55万円）と規定している（同条第3項第1号）。

2 処分内容及び理由

処分庁は、法第8条第1項の規定に基づき、審査請求人がその転出確定日の翌日である令和○年○月○日に国民健康保険被保険者資格を喪失したとして、令和○年○月○日、審査請求人に対し、令和○年度国民健康保険税の賦課月数を○か月（令和○年○月から○月）に変更し、同国民健康保険税を○万○○○○円減額する旨の令和○年度国民健康保険税変更決定（更正）通知書を送付し、本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和6年5月27日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づき、○年○月○日に羽咋市長により行われた本件処分に対する審査請求を行った。

同年6月17日、審査庁（羽咋市長）により審理員が指定された。

同年6月26日、処分庁（羽咋市長）から弁明書が提出された。

同年8月9日、審査請求人から口頭意見陳述の申出書が提出された。

同年8月9日、審査請求人から反論書が提出された。

同年9月12日、処分庁（羽咋市長）から再弁明書が提出された。

令和7年2月28日、口頭意見陳述の実施を予定していたが、当日、審査請求人は出頭しなかった。

同年3月21日、審理員から審理員意見書が提出された。

同年3月31日、審査庁（羽咋市長）から、行政不服審査法第43条第1項に基づき、羽咋市行政不服審査会に対し、諮問書が提出された。

同年4月25日、第1回羽咋市行政不服審査会において、審議を行った。

同年7月2日、第2回羽咋市行政不服審査会において、審議を行った。

同年9月30日、第3回羽咋市行政不服審査会において、審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審査関係人の主張

(1) 審査請求人の主張

- ア 処分庁が審査請求人に賦課した令和○年度国民健康保険税の算定において、審査請求人が刑事施設に収容されていた期間が賦課月数に含まれていることから、保険税の算定額に誤りがある。
- イ 処分庁が本件処分通知書を刑事施設に送付している時点で、審査請求人が刑事施設に収容されている事実を処分庁は把握していた。また、刑事裁判が原則公開法廷で行われることを踏まえれば、処分庁は、審査請求人が刑事施設に収容された事実や期間を知り得るのであるから、本件処分を行う前に十分な調査と確認を行うべきであったのに、これを怠った。したがって、本件処分は不当である。
- ウ 令和○年度国民健康保険税の決定の明細において、医療保険分又は支援金分もしくは介護保険分の所得割額の基礎額に示す所得金額は実際にはなく、保険税の算定に誤りがある。

(2) 処分庁の主張の要旨

- 以下のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。
- ア 法第8条第1項の規定により住民票の転出確定日の翌日が羽咋市国民健康保険の資格喪失日となる。このことから、処分庁は、審査請求人の転出確定日の翌日である令和○年○月○日を資格喪失日とし、賦課月数○か月分(令和○年○月から○月)の令和○年度国民健康保険税の変更決定を行った。
- イ 国民健康保険税の算定期間から刑事施設への収容期間を控除するには、市要綱第2条第1項第4号の規定に該当する旨、同要綱第4条の規定に基づく申請が必要であるが、審査請求人による同申請がないため、令和○年度国民健康保険税の賦課月数に減免適用期間はない。なお、処分庁は、審査請求人との納税交渉の際、令和○年○月○日付けの文書において、国民健康保険税減免申請には収監証明書等を添付して申請す

るよう記載していた。

ウ 所得割額の基礎額については、市条例第3条、第6条、第10条の規定により、令和〇年中所得に基づき算定することとされている。審査請求人の令和〇年中所得の算定資料としては、3か所の事業所から給与支払報告書が提出されており、これの資料に基づき、次の算定式により所得割額の基礎額を算定したのであって、正当である。

【所得割額の基礎額の算定方法】

前年の総所得金額－基礎控除額（43万円）＝所得割額の基礎額

【審査請求人の前年総所得金額・所得割額の基礎額】

① 令和〇年中所得収入額合計〇〇〇万〇〇〇〇円

（内訳） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇万〇〇〇〇円

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇万〇〇〇〇円

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇万〇〇〇〇円

② 上記①の総所得金額〇〇〇万〇〇〇〇円

③ 所得割額の基礎額＝上記②の額－43万円＝〇〇万〇〇〇〇円

2 審理段階における論点整理

(1) 国民健康保険税減免の適用について

国民健康保険税減免の要件として、市条例第25条は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。」と規定し、同条第2項に「前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。」と規定する。また、市要綱第2条は、「市長は、保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が次の各号のいずれかに該当し、生活が著しく困難となり保険税の支払能力に欠ける認められる者から市条例第25条第2項の規定による申請があつた場合には、別表に定めるところにより保険

税を減免することができる。」とし、同条第4号に「(4) 国民健康保険法第59条の規定による保険給付の制限を受けたとき」と規定する。

本件処分が、減免の適用要件を満たすかについて判断する必要がある。

(2) 税額の算定について

審査請求人は、令和○年度国民健康保険税の決定において、所得割額の基礎額に示す所得金額の算定に誤りがあると主張していることからこの点についても判断する必要がある。

3 審理員意見の理由

(1) 審理員が認定した事実

ア 審査請求人は、令和○年○月○日に住民票を異動した。

イ 処分庁は、異動日の翌日である令和○年○月○日を資格喪失日、賦課月数○か月（令和○年○月から○月）とし、令和○年度の税額が○万○〇〇〇円減額となる令和○年度国民健康保険税変更決定（更正）処分を行った。

ウ 処分庁は、令和○年○月○日、本件処分の通知書を審査請求人の新住所へ送付した。

エ 処分庁は、令和○年○月○日付け発羽税第○〇〇号で、審査請求人に国民健康保険税を減額するには収監証明書等を添付し申請が必要である旨の文書を発送した。

オ 令和○年の給与支払報告書から、審査請求人は令和○年中に3か所から○〇〇万○〇〇〇円の収入がある。

カ 処分庁は、所得割額の基礎額を○〇万○〇〇〇円とし、令和○年度国民健康保険税を算定した。

(2) 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、①国民健康保険税減免には申請不要でも適用できるか否か及び②本件処分において所得割額の基礎額の算定に誤りがあるか否かである。

ア 前記①について

前記認定事実を国民健康保険法第5条及び第8条に当てはめると、審査請求人は令和○年○月○日に転出したため、その翌日である令和○年○月○日が資格喪失日となる。処分庁は、この事実に基づき、賦課月数を○か月とし、令和○年度国民健康保険税の変更決定を行っている。審査請求人は、本件処分通知書を刑事施設に送付している時点で、審査請求人が刑事施設に収容されている事実を把握していると主張するが、羽咋市の被保険者の資格を喪失した令和○年○月以降分の令和○年度国民健康保険税は賦課されていない。

また、減免は、市要綱第2条第4号に、保険給付制限を受けたときに減免できるとあり、刑事施設に入所した場合がこれにあたる。しかし、減免は市条例第25条で、必要事項を記入した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならないと規定しており、この例外は定められていないため、この賦課月数○か月の間に減免に該当する期間があるのであれば、市条例及び市要綱に基づき、申請が必要となる。減免の手続きに必要な書類を添付して申請が必要なことは、令和○年○月○日審査請求人に送付した文書にも記載している。

イ 前記②について

前記認定事実を地方税法第314条の2第2項、所得税法第28条第3項に当てはめると、令和○年中の収入は、3か所の給与支払報告書の合計○○○万○○○○円、総所得金額は、令和○年中の収入の○○○万○○○○円から給与所得控除額55万円を控除した○○○万○○○○円、所得割額の基礎額は、前年の総所得金額○○○万○○○○円から43万円を控除した○○万○○○○円となる。また、前記認定事実を市条例第3条、第6条、第10条に当てはめると、所得割額は、所得割額の基礎額○○万○○○○円に医療分は0.000を乗じて○万○○○

○円、支援分は0.0○○○を乗じて○万○○○○円、介護分は0.0○○を乗じて○万○○○○円となり、適正に算出したものと認められる。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

前記第4、第1項(1)記載のとおりである。なお、審査請求人が令和○年度国民健康保険税の賦課月数に含まれていると主張する刑事施設収容期間は未決勾留期間を指す。

2 処分庁の主張の要旨

前記第4、第1項(2)記載のとおりである。

第6 論点整理

1 審査請求人の刑事施設収容期間が賦課月数に含まれているとの主張について

審査請求人は、処分庁が審査請求人に賦課した令和○年度国民健康保険税の算定において、審査請求人が刑事施設に収容されていた期間が賦課月数に含まれていることから、保険税の算定額に誤りがあると主張しているところ、その趣旨は必ずしも明確ではない。

しかし、審査請求人が、令和○年○月○日に羽咋市外へ転出したとの転出届を同年○月○日に提出していることや、令和○年○月○日付通知により令和○年○月○日に羽咋市外への転出が確定した転出先住所（○○県○○市内）が刑事施設であること、処分庁が同所宛に本件処分の通知書を送付したことを理由に審査請求人が刑事施設に収容されていたことを処分庁は把握していたとし、本件処分を行う前に十分な調査と確認を行うべきであったと主張していることからすると、審査請求人が羽咋市外に所在する刑事施設に収容されたことにより羽咋市内に住所を有しなくなったこと、すなわち、国民健康保険の被保険者資格を喪失したことを理由に本件処分の取消しを求めているとも解される。そのため、審査請求人が刑事施設に収容されたことにより国民健康保険の被保険者資格を喪失するかどうか、検討する

必要がある。また、審査請求人については、令和〇年〇月〇日に羽咋市外へ転出したとする転出届が同年〇月〇日に提出されていることから、それと被保険者資格との関係も検討する必要がある。さらに、審査請求人は、処分庁が刑事施設への収容の事実及び期間について調査や確認を行うべきであるのにこれを怠った旨主張していることから、処分庁において、職権により不現住の事実の有無を調査すべき義務を負うかどうかも検討する必要がある。

仮に刑事施設への収容により被保険者資格を直ちに喪失しないとしても、市条例第25条及び市要綱第2条第1項においては、刑事施設に収容されたことにより保険給付が制限される者については、一定の場合に国民健康保険税を減免することができることとされていることから、同減免の適用の有無についても検討する必要がある。

- 2 審査請求人の所得割額の基礎額に誤りがあるとの主張について
前記第4、第2項(2)記載のとおりである。

第7 答申の理由

1 認定した事実

前記第4、第3項(1)記載の事実（ただし、同イに「賦課月数〇か月（令和〇年〇月から〇月）」とあるのは、「賦課月数〇か月（令和〇年〇月から〇月）」の誤りである。また、同エに「国民健康保険税を減額するには、・・・申請が必要である旨の文書」とあるが、正確に言えば、収監期間について、国民健康保険税の減免を受けることができる可能性があり、申請の際、自身で収監証明書を取得する必要がある旨記載した文書である。）に加え、以下の事実が認められる。

- (1) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は、同年〇月〇日に〇〇市内の住所へ転出したとの転出届を提出した。
- (2) 令和〇年〇月〇日、〇〇市は、羽咋市に対し、審査請求人が令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市内の住所へ転出したことを通知した。

- (3) 審査請求人の転出先とされた住所は、〇〇刑務所ないし〇〇拘置所の住所である。
- (4) 審査請求人が令和〇年度国民健康保険税の賦課月数に含まれると主張する刑事施設収容期間は、未決勾留期間を指す。ただし、審査請求人が主張する刑事施設収容期間は不明である。

2 論点に対する判断

(1) 刑事施設への収容と被保険者資格

刑事施設は、一時的に被収容者を収容する施設であることから、そのような刑事施設に収容されたとしても、被収容者の住民票上の住所が直ちに生活の本拠ではなくなるというものではないから、国民健康保険の被保険者資格に直ちに影響しない。

(2) 令和〇年〇月〇日に〇〇市内へ転出したとの転出届と被保険者資格

昭和42年10月4日付け保険発第106号・各都道府県民生主管部(局)長あて厚生省保健局国民健康保険課長通知によれば、転出届が提出されたときは、転出予定年月日をもって被保険者資格喪失年月日とするのが原則であるが、現実に転出した年月日が確認できたときは、国民健康保険法第8条第1項に従い、その日又はその翌日を被保険者資格喪失日に修正することとされている(同通知第二(4)イ)。審査請求人については、令和〇年〇月〇日に〇〇市内へ転出したとの転出届が提出されたが、その後、〇〇市への転入届は提出されず、最終的に〇〇市への転入届により確定した転出日は〇年〇月〇日である。

(3) 刑事施設に収容された事実及び期間を調査・確認すべきであるとの主張について

既に述べたとおり、審査請求人が刑事施設に一時的に収容されたとしても、直ちに羽咋市内に住所(生活の本拠)を有しなくなったものとは認められないのであるから、処分庁において、審査請求人が刑事施設に収容された事実及び期間を調査すべき義務はない。

もつとも、市町村は、不現住の事実を確認したときは、職権により被保険者資格の喪失確認を行うことができるとされている（平成4年3月31日付け保険発第40号・各都道府県民生主管部（局）長あて厚生省保健局国民健康保険課長通知）。しかし、かかる職権による資格喪失確認を行うかどうかは、処分庁の裁量に委ねられていること、職権による資格喪失確認は最後の処置であり、本来、他の市町村へ住所を異動するときは転出及び転入を届出しなければならないとされていること、審査請求人は現に転出及び転入の届出を行っていること、審査請求人について不現住を窺わせるような具体的事情は認められず、審査請求人も本件審査請求において具体的な事情を何ら主張していないことからすれば、職権による資格喪失確認を行うべき義務はない。

(4) 国民健康保険税の減免の有無

市条例第25条第2項並びに市要綱第2条及び第4条によれば、刑事施設に収容されたことにより保険給付が制限される者が国民健康保険税の減免を受けるためには、一定の必要事項を記載した申請書及び減免を受けようとする事由を証明する書類を提出して減免の申請を行わなければならないとされている。すなわち、かかる申請書等の提出による申請がない限り、市条例第25条第1項及び市要綱第2条第1項に基づく保険税の減免を行うことはできない。

しかるに、審査請求人は、処分庁からの教示にもかかわらず、上記減免申請を行っていないのであるから、本件処分において、賦課月数に刑事施設収容期間が含まれていたとしても、減免することはできず、本件処分は適正である。

なお、審査請求人は、本件処分を行う前に審査請求人が刑事施設に収容された事実及び期間を十分に調査、確認すべきであった主張するが、既に述べたとおり、市条例第25条及び市要綱第2条に基づく減免は、所定の申請がなければ行うことができないのであるから、処分庁は何ら調査義

務を負わない。

(5) 所得割額の基礎額について

所得割額の基礎額について、処分庁による算定方法に誤りはなく、適正である。

第8 まとめ

以上のとおり、本件審査請求に理由はなく、棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

以上

羽咋市行政不服審査会

会長 足立 英彦

委員 浅野 雅幸

委員 菊地 環

委員 早津 裕貴

委員 今井 秀樹